

印刷業界の新技术情報を三美印刷がお届けするメールニュース

# sanbi-i-com 2010年3月号(No.115)

## 印刷用紙, 国の新しい環境基準

今年2月5日の閣議でグリーン購入法の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」が改定され、印刷用紙の環境基準に総合評価方式が導入されました。これにより、国が調達する印刷用紙については、「総合評価値が80点以上であること」が求められるようになりました。製紙各社も一斉にグリーン購入法への対応状況、用紙の総合評価値をホームページで公表しています。

今回は国の調達基準の改定ですが、今後地方自治体や民間による環境配慮用紙の考え方もこの方向で整理されていくものと思われます。

### ■今年4月から国の印刷用紙・環境基準は「総合評価方式」に

2008年大きな社会問題となった年賀ハガキや印刷用紙の古紙配合率偽装問題を機に、環境省はグリーン購入法に基づく国調達基準の見直しを進め、コピー用紙については2009年度から、これまでの「古紙配合率100%」という基準を、古紙や森林認証材の配合割合を考慮した「総合評価方式」に変更しました。

環境省は引き続き印刷用紙についても見直しを進め、今年2月5日の閣議でこれまでの「古紙配合率70%であること」との基準が、古紙パルプに森林認証材などを含めた「総合評価方式」に変更されました。実施は今年4月からとなります。

### ■グリーン購入法・国の印刷用紙新しい環境基準

グリーン購入法・国の印刷用紙新しい環境基準は、古紙パルプや森林認証材など原料組成を基本項目、用紙の白色度や塗工量を加点項目とし、その「総合評価値(合計)で80点以上であること」となっています。

| 項目             | 基準  | 計算式   | 評価値      |
|----------------|---|---|----------|
| 基本項目<br>(原料組成) | (1)古紙パルプ配合率が60%以上であること                                    | 古紙パルプ配合率の%値-10(点)   | 50点~90点  |
|                | (2)古紙パルプ100パーセント以外の製品の場合は、木材原料の合法性を確認していること               |   |          |
|                | 1)森林認証材・間伐材パルプの場合<br>(配合率:0%~40%)                         | 1)(合計)配合率の%値(点)   | 1)0点~40点 |
|                | 2)持続可能性を目指した木材パルプの場合<br>(配合率:0%~40%)                      | 2)配合率の%値×0.5  | 2)0点~20点 |
| 加点項目           | (3-1)白色度が75%未満の上質紙など「非塗工紙」の場合は、右記を加点しても良い                 | 白色度:75%~55%→0点~15点  | 0点~15点   |
|                | (3-2)塗工量が30g/m <sup>2</sup> 以下のコート紙など「塗工紙」の場合は、右記を加点しても良い | 塗工量:30g/m <sup>2</sup> を超えると0点<br>30g/m <sup>2</sup> =5点, 20g/m <sup>2</sup> =10点,<br>10~0g/m <sup>2</sup> =15点 | 0点~15点   |

例えば下記のような計算になります(総合評価値が80点に達しない場合は、加点項目も活用します)。

- ・古紙パルプ配合率100%の王子製紙の「OKプリンス上質エコG100」の場合、100-10=90点
- ・古紙60%、森林認証材40%の三菱製紙の「ニューVマットR60 FSC-MX」の場合、(60-10)+40=90点

## ■用紙各社も一斉にグリーン購入法への対応状況、総合評価値を公表

グリーン購入法「基本方針」の改訂に伴い、製紙各社もグリーン購入法への対応状況、用紙の総合評価値を一斉にホームページで公表しています。下記をご参照ください。

・王子製紙:「グリーン購入法対応」

<http://www.ojipaper.co.jp/envi/green/index.html>

・日本製紙グループ:「グリーン購入法適合銘柄」

[http://www.np-g.com/products/green\\_01.html](http://www.np-g.com/products/green_01.html)

・三菱製紙:「グリーン購入法適合の印刷用紙 生産販売を開始」

[http://www.mpm.co.jp/cnews/pdf/20100312\\_1.pdf](http://www.mpm.co.jp/cnews/pdf/20100312_1.pdf)

## ■グリーン購入法・調達基準の役務「印刷」では、印刷物のリサイクル適性も判断基準に

また、グリーン購入法・調達基準の役務「印刷」では、印刷物の古紙リサイクル対応含め、下記のようになっています。

(1)上記印刷用紙の判断基準を満たす用紙を使用(冊子の場合、表紙は除外)

(2)リサイクル適正が A ランクの資材を使用(リサイクル適正は日印産連の「古紙リサイクル適性ランクリスト」を参照)、A ランク以外の資材を使用する場合は、使用部位と廃棄方法(分別して廃棄など)を印刷物へ表示

(3)A ランクの資材のみの場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」、B ランクの資材を含んでいる場合は「板紙にリサイクルできます」など、リサイクル適性を表示(リサイクル適性は「資材確認票」で確認)

(4)オフセット用インキの場合は、植物油を含有し、かつ芳香族成分 1%未満の溶剤のみ使用

詳しくは、「印刷物から印刷用紙へのリサイクルを」もご参照ください。

【発行】2010年3月26日 三美印刷株式会社経営企画室

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-16-7 TEL : 03-3805-7675

URL : <http://www.sanbi.co.jp>